

日立市被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和5年台風13号（以下「台風」という。）により被害を受けた市内事業者の復旧を促進し、もって地域経済の再建を図るため、施設及び設備等の復旧に要する費用について、予算の範囲内において日立市被災事業者再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のいずれにも該当する者のうち、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者に該当する別表第1に掲げる者をいう（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者を除く）。

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する一の大企業者（以下「大企業」という。）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(3) 被災施設

事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の建物のうち、台風による被害を受けたものをいう（専ら事業の用に供する部分に限る）。

(4) 被災設備等

専ら事業の用に供する機械設備、車両であって、中小企業者の償却資産として計上するものうち、台風による被害を受けたものをいう。

(5) 復旧

被災施設及び被災設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

(交付対象者)

第3条 本要綱において、補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全ての要件に該当しなければならない。

- (1) 市内の事業所（事業用資産含む）が台風の被害を受け、かつ、被害を受けたことについて公的な証明を受けた中小企業者であること。
- (2) みなし大企業でないこと。
- (3) 補助対象となる経費の全額を負担すること。

- (4) 県税、市税など、茨城県及び日立市に対する債務の支払いの滞納がないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済み、又は第 17 条で定める実績報告書の提出までに策定していること。
- (7) 資本金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている者でないこと。
- (8) 直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える者でないこと。

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 日立市暴力団排除条例（平成 24 年日立市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（条例第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

（補助対象経費）

第 4 条 本要綱における補助対象となる経費は、申請者が作成した別表第 4 の②で定める復旧計画書（様式第 2 号）に基づく事業再建に不可欠な経費のうち、別表第 2 に掲げる経費とする。ただし、国、県又は市町村の他の補助金等を活用する施設及び設備等に係る経費を除く。

2 台風による被害を受けた施設、設備等の滅失又は毀損によって補助対象者が受けるべき保険金及び共済金等（以下「保険金等」という。）がある場合、当該受取保険金額を補助対象経費から控除する。

3 補助金の交付を受けて復旧する施設や設備等は、被災前と同等の状態に戻すための修繕を原則とする。ただし、修繕が不能であることを証明する書類を提出し、市長が認める場合は、新規購入等による復旧を認めるものとする。この場合において、新品又は中古品を問わず、復旧の対象と同一の数量、目的及び用途であることとする。

4 補助金の交付を受けて復旧した施設や設備等は、被災時に設置されていた事業所（以下「被災事業所」という。）への再設置を原則とする。ただし、市長が必要と認める場合には、この限りでない。

5 次の各号に掲げるものは、補助対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 補助対象経費と補助対象外経費の支払の区別が難しいもの
- (3) 保険が請求できるにもかかわらず、請求を行わないでいる経費
- (4) 被災時に存在しなかった施設や設備等に係る経費
- (5) 次条に定める補助対象期間内に復旧を完了できなかった施設、設備等に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象外経費その他それと同等・同類のもの

（補助対象期間）

第 5 条 補助対象期間は、令和 5 年 9 月 8 日から交付決定を行った歳出予算の効力が有する日までの間において市長が認める日とする。

（補助率等）

第 6 条 補助金の額は、第 4 条に規定する補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。

(補助金の上限等)

第7条 補助金の上限額及び下限額は、別表第3のとおりとする。なお、別表第3中「復旧に要する費用の区分」は、第4条で定める補助対象経費のうち、同条第2項で定める保険金等を控除しない費用とする。

(補助回数の制限)

第8条 補助金の交付は、一の中小企業者に対し1回までとする。

(交付申請書等の提出)

第9条 申請者は、日立市被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び別表第4に掲げる書類を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、日立市被災事業者再建支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 市長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 市長は、補助事業者(補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。)が復旧計画書に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備等であって、台風による被害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、書類等による確認が可能で、内容が適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第 12 条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ日立市被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書（様式第 4 号）及び別表第 5 に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に定めるところによる。ただし、別表第 3 に定める「復旧に要する費用の区分」に変更がない場合に限る。

- (1) 事業の内容に変更がなく、補助対象経費の合計額が増加しない場合
- (2) 事業の内容の一部を取りやめる場合
- (3) 復旧計画の細部を変更する場合

3 市長は、第 1 項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、日立市被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第 6 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 15 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 市長が第 18 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、市長に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、市長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が市長に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 市長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 市長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、市長が行う弁済の効力は、日立市会計規則(昭和43年日立市規則第12号)に基づき市長が会計管理者に対して支出調書を送付した時に生ずるものとする。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、日立市被災事業者再建支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第7号)により、速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業完了(当該補助事業に係る復旧に要する費用全額の支払完了をもって補助事業の完了とみなす。)後、市長が定める提出期限までに、日立市被災事業者再建支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)及び別表第6に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか場合には、当該消費税等仕入控除額を確定して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、市長が実施する実績報告書等に係る調査及び調査により必要となった書類の提出等に協力しなければならない。

3 市長は第1項の規定により交付額を確定した場合は、日立市被災事業者再建支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に金額を通知する。

(補助金の支払)

第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、日立市被災事業者再建支援事業費補助金精算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第20条 市長は、第13条による承認をしたとき又は第14条による報告を受けたときは、第10条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反し

たときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 市長は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第 21 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還については、第 20 条第 5 項の規定を準用する。

(財産の管理)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 24 条 規則第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する市長が指定する、又は定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第 12 号により市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(その他必要な事項)

第25条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

別表第1（第2条第1号）

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～⑥を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※金融業、農業、林業、漁業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、全ての組合等は、上記に該当しない。

別表第2（第4条）

経費区分	内容
施設修繕費	ア 被災施設の修繕に要する経費 イ その他、被災施設の修繕に伴う、市長が必要と認める経費
設備修繕・購入費	ア 被災設備等（業務用車両を除く。以下同じ。）の修繕に要する経費 イ 被災設備等が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する設備等の購入に要する経費（被災設備等の修繕が困難であると市長が認めた場合に限る。） ウ 被災設備等の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災設備修繕・購入に伴う、市長が必要と認める経費
車両修繕・購入費	ア 被災業務用車両の修繕に要する経費 イ 被災業務用車両が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する業務用車両の購入に要する経費（被災業務用車両の修繕が困難であると市長が認めた場合に限る。） ウ 被災業務用車両の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災業務用車両修繕・購入に伴う、市長が必要と認める経費

別表第3（第7条）

復旧に要する費用の区分	補助上限額	補助下限額
5,000万円以上	1,000万円	50万円
1,000万円以上～5,000万円未満	700万円	
500万円以上～1,000万円未満	200万円	
100万円以上～500万円未満	50万円	

※「復旧に要する費用」が100万円未満の場合、本補助金の対象としない。

別表第4（第9条第1項）

	交付申請時の提出書類
①	交付申請書（様式第1号）
②	復旧計画書(様式第2号)、被災設備等一覧表(様式第2号(別紙1)) 【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))
③	その他市長が別に定める書類

別表第5（第12条第1項）

	変更承認申請時の提出書類
①	変更承認申請書（様式第4号）
②	被災設備等一覧表(様式第2号(別紙1)) 【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))
③	その他市長が別に定める書類

別表第6（第17条第1項）

	実績報告時の提出書類
①	実績報告書（様式第8号）
②	復旧実績報告書(様式第2号)、被災設備等一覧表(様式第2号(別紙1)) 【修理不能設備がある場合】修理不能設備等一覧表(様式第2号(別紙2))
③	その他市長が必要とする書類

